

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高山市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高山市長

公表日

令和6年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務	
②事務の概要	地方税法附則第7条の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の求めを行う者（以下「申請者」という。）が提出する特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する市町村長に対し、その情報を通知する。 1 申告特例の求めに係る申請書の受理、応答、保管 2 申請内容の変更の届出に係る書類の受理、応答、保管 3 申告特例を求めた者の住所地の市町村長に対する申告特例通知書の作成、送付	
③システムの名称	マイナンバー管理システム（motiONE）、電子申請システム（IAM・e-NINSHO）、eLTAXシステムファイル	
2. 特定個人情報ファイル名		
マイナンバー管理システムファイル、eLTAX		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表24の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	飛騨高山プロモーション戦略部ブランド戦略課	
②所属長の役職名	飛騨高山プロモーション戦略部ブランド戦略課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 高山市飛騨高山プロモーション戦略部ブランド戦略課 電話：0577-35-3001	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 高山市飛騨高山プロモーション戦略部ブランド戦略課 電話：0577-35-3001	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月26日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]

<選択肢>

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か

[]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[○] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月1日	担当部署	企画課	ブランド戦略課	事後	
令和3年3月1日	計数時点	令和元年11月22日	令和3年1月1日	事後	
令和4年2月14日	担当部署	企画部ブランド戦略課	飛騨高山プロモーション戦略部ブランド戦略課	事後	
令和4年2月14日	評価対象事務の対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和6年1月1日	I-1-②事務の概要	地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望する寄附者（以下、「対象者」という。）が提出する特例申請書を収受、専用の管理システムに入力し、対象者の住所地の市区町村へ通知する。 ※平成29年1月1日以降の寄附に関する特例申請について、申請書等へ特定個人情報の記載が必要 ※平成30年より地方税ポータルシステム（eLTAX）による電磁的送付を実施	地方税法附則第7条の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の求めを行う者（以下「申請者」という。）が提出する特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する市町村長に対し、その情報を通知する。 1 申告特例の求めに係る申請書の受理、応答、保管 2 申請内容の変更の届出に係る書類の受理、応答、保管 3 申告特例を求めた者の住所地の市町村長に対する申告特例通知書の作成、送付	事後	
令和6年1月1日	I-1-③ システムの名称	LedgHOME マイナンバー管理システム、eLTAXシステムファイル	マイナンバー管理システム（motiONE）、電子申請システム（IAM・e-NINSHO）、eLTAXシステムファイル	事後	
令和6年1月1日	I-2 特定個人情報ファイル名	LedgHOME マイナンバー管理システムファイル、eLTAX	マイナンバー管理システムファイル、eLTAX	事後	
令和6年1月1日	I-3 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項	事後	
令和6年1月1日	II-2 取扱者数 計数時点	令和4年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	
令和6年1月26日	II-1 対象人数 計数時点	令和4年1月1日 時点	令和6年1月26日 時点	事後	
令和6年9月20日	I-3 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表24の項	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年9月20日	II-2 取扱者数 計数時点	令和6年1月1日 時点	令和6年9月20日 時点	事後	